

憲法 (配点 60 点)

以下の【事例】を読み、設問に答えなさい。

【事例】

A市内の山間部にあるM山神社(宗教学法人)は、中世には修験道場として隆盛した歴史を有し、大正期に皇室が参拝したことをきっかけに多くの参拝者が訪れたが、戦後になると、交通の便が悪いこともあって、地元の氏子の外は参詣する者も少なくなっていた。

昭和55年、M山神社は、古くから神領(神社の領有地)とされた集落にあった平屋建ての古民家を取得し、同神社の鳥居の外側の境内地内に移築して、「神領民家」と名付けた。「神領民家」が移築された後、A市は、これに隣接する市有地に、地域住民の憩いの場として、休憩施設及び駐車場(M山休憩所)を整備した。「神領民家」は、江戸時代に建築された昔ながらの特徴を有する建物であり、建物内にはご神体が一基置かれているほか、農機具、生活用品などが展示されており、昭和58年には、民俗資料として価値のある貴重な文化財であるとして、A市の文化財に指定された(【資料】参照)。その後、「神領民家」は、観光客向けの展示物として利用され、A市観光協会の主催で行われるツツジまつりや紅葉まつりの際には、M山休憩所とともに、休憩所ないし接待所として使用されている。

平成25年に放送された人気テレビ番組で、M山神社が「関東屈指のパワースポット」として取り上げられたことをきっかけに、同神社に参詣してお守りと御朱印を手に入れることが若者の間でちょっとしたブームになり、市外から来訪する参詣者が増加した。そのころ、「神領民家」は、移築から30年以上が経過したことにより、茅葺き屋根等の傷みが激しく、雨漏りがし、保存・展示されている農機具や生活用品の保存にも悪影響が懸念される状態となっていた。

平成26年4月、A市は、「M山休憩所周辺整備工事計画」を立案した。同計画は、総工費1億円で、休憩施設を改築し、駐車場の舗装を修繕することを内容とするものであるが、整備事業の一環として、「M山休憩所」に隣接する「神領民家」の茅葺き屋根の葺替工事(以下、「本件葺替工事」という。)を行うことも含まれていた。同月開催の市議会で、A市のY市長は、同計画は「地域おこし、観光客誘致が目的である。」と説明し、市議会はこれを承認、決議した。

平成26年10月1日、Y市長は、B建設会社との間で、M山休憩所整備工事について、工事代金9000万円で請負契約を締結し、同日、M山神社は、同じくB建設会社との間で、本件葺替工事について、工事代金1000万円で請負契約を締結した。

そして、M山神社は、A市に対し、「A市文化財保護条例」及びA市の補助金交付手続に関するルールにしたがって、本件葺替工事の工事代金1000万円について、補助金の交付を申請し、Y市長はこの申請を認め、補助金の交付を決定し、支出した(以下、「本件支出」という。)

A市の住民であるXらは、本件支出は、憲法の定める政教分離規定に違反するとして住民監査請求を行ったが認められなかったため、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、住民訴訟を提起した。

【設問 1】 (配点 15 点)

日本国憲法における「政教分離原則」と「政教分離規定」について説明しなさい。

【設問 2】 (配点 15 点)

いわゆる「目的効果基準」について説明しなさい。

【設問 3】 (配点 30 点)

本件支出は、合憲か否か、あなたの考えを述べなさい。

【資料】 「A市文化財保護条例」

1 条 (目的)

この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 182 条第 2 項の規定に基づき、市の地域内に所在する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに地方文化の進歩に貢献することを目的とする。

4 条 (文化財の指定)

教育委員会は、市の地域内に所在する重要な有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物の重要なものを A 市指定文化財（以下、「市指定文化財」という。）に指定することができる。

8 条 (管理)

市指定文化財の所有者は、その文化財の管理にあたるものとする。ただし、特別の事情があるときは、他の適当なものにこれを管理させることができる。

10 条 (管理に要する経費)

① 市指定文化財の管理に要する経費は、所有者又は管理者の負担とする。

13 条 (管理又は修理の補助)

① 市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、市指定文化財の所有者がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。